

2011年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

商 法 問 題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【商 法 問 題】

[問] 甲株式会社において、(1) から (3) の株主総会の決議が有効に成立しているか否かを、資料をも参考にして、論じなさい (解答に当っては (1)、(2)、(3) のいずれの解答かを明記しなさい)。

甲株式会社は、本店を兵庫県西宮市に有し、昭和60年に設立された。事業目的は、繊維製品の輸入・輸出および販売である。現在、資本金7,500万円、発行済株式数は、1,500株、取締役会設置会社である。種類株式は発行していない。単元株制度は採用せず、またすべての株式が1株につき1議決権を有する。事業年度は、4月1日から翌年3月31日までである。

株主は、A,B,C,D,Eの5名であり、そのうち平成7年以降は、A,C,Dが取締役に就任している。代表取締役は、Aである。監査役にはBが就任している。各株主の持株数は、Aは500株、Bは300株、Cは300株、Dは200株、Eは200株である。

甲社は、A,C,D,Eの父親であり、Bの夫であったSが設立した株式会社であるが、Sが平成17年に死去して以後、長男Aが代表取締役として経営の中心的な役割を担い、B,C,Eは、Aの経営に協力的であったが、三男Dとの間では、経営方針をめぐって意見の衝突が生じるようになっていく。

(1) 一昨年(平成20年)6月に開催された株主総会では、Aは、自分の経営方針に事あるごとに反対するようになったDに対して、招集通知を出さず、A,B,C,Eの4名で株主総会を開催した。この株主総会では、剰余金の配当決議がなされた。

(2) 昨年(平成21年)はちょうど取締役の改選時期に当たっていたので、6月の株主総会において取締役の選任が議題となり、従来どおり、A,C,Dを取締役に選任する議案が提出された。しかし、株主総会が開催される前後にわたり、鳥インフルエンザが阪神間で流行し、B,C,Dがインフルエンザにかかって、総会当日の朝に入院して総会を欠席したため、結局、AとEの2人の出席だけで株主総会が開かれ、この2人の賛成により、議案どおり役員を選任決議が可決された。なお、入院が突然であったため、B,C,Dは議決権の代理行使を他の株主に対して委任していない。

この年以降は、株主全員に招集通知が発せられている。

(3) 今年(平成22年)6月に開催された株主総会では、同社の発行可能株式数を10,000株に拡大する旨の定款変更の議案が提出された。提案理由は、甲社が販売網を拡大するために必要な資金を、募集株式の発行により確保する体制を調えるためであるとされている。この議案は、Dが反対しただけで、他の株主全員の賛成で可決された。

以上

〈資料〉

甲株式会社の定款（抄）

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、甲株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 繊維製品の輸入・輸出、販売。
2. 上記に付帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を兵庫県西宮市に置く。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2800株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

第17条 株主総会は、会社法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。

(招集)

第18条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第19条 株主総会を招集するには、株主総会の日前1週間前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第20条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2 株主総会において、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第21条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 23 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 25 条 当会社の取締役は、3 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 26 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 27 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 29 条 会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2 代表取締役のうち 1 名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。

第 5 章 監査役

(員数)

第 36 条 当会社の監査役は、2 名以内とする。

(任期)

第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 6 章 計 算 <略>

第 7 章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 47 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以 上